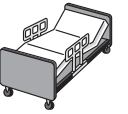


在宅高齢者福祉サービス

＊一部のサービスでは、対象者や利用料を変更する場合があります。

事業名	内容	対象者	利用料金等
食の自立支援事業 (配食サービス)	利用者に栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認をする	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者だけの世帯で病気などの理由で調理が困難な人	1 食 450 円 月～土曜日 
家族介護用品 支給事業 (紙おむつ事業)	要介護状態になった高齢者などに、紙おむつなどの介護用品を低価格で支給する	介護保険認定要介護 1 以上の概ね 65 歳以上の人と、重度障害者で常時紙おむつを使用し、一人でトイレに行くことが困難な人	紙おむつ購入費の約 5 割補助 (要介護 4・5 で住民税非課税世帯で介護している人は 9 割補助)
緊急通報システム 利用事業	居宅に緊急通報機器(ボタンを押すと警備会社などに連絡がつながる機器)を設置し、緊急時の連絡、安否確認を行う	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、またはこれに準ずる世帯で病気などの理由で緊急時の対応が困難な人	基本利用料 1 カ月 800 円 (通話料金は自己負担)
おはようサービス (乳酸飲料配布事業)	3 日に 1 本の割合で乳酸飲料を配達し、声掛けをして安否確認を行う	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯と一人暮らしの 2 級以上の視覚障害者	無料 
ホームヘルプ サービス事業	ヘルパーを派遣し、身体介護や調理・掃除などの軽易な日常生活の援助を行い、自立生活を支援する	ケガや病気などで日常生活上の支援を必要とする介護保険に該当していない概ね 65 歳以上の人	1 時間 230 円 
寝具類等 洗濯乾燥消毒 サービス事業	寝具類などの衛生管理が困難な人に対して、寝具類の洗濯乾燥、消毒をする	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者だけの世帯で、衛生管理が困難な人	無料 (年 1 回、1 人 2 枚まで)
在宅高齢者 短期保護事業	介護している家族が病気などの理由で在宅での介護が緊急的に困難になった場合、1 カ月 7 日間以内で特別養護老人ホームなどに保護する	概ね 65 歳以上で緊急的に介護や支援が必要と認められる人	利用料 1 日 3,040 円、送迎料 1 回 370 円(介護保険料第 1・第 2 段階該当世帯は、利用料 1 日 1,380 円、送迎料無料)
高齢者生活 管理指導事業	生活指導ホームに短期間入所して、日常生活に対する適切な改善指導を行う	概ね 65 歳以上で、在宅で基本的な生活習慣が欠如していると認められる高齢者とその介護者	利用料 1 日 2,250 円
外出支援 サービス事業	車イス・寝たきりの外出困難な在宅者に対し、福祉車両で市内外の医療機関への送迎を行う	概ね 65 歳以上の人や重度心身障害者で、公共交通機関の利用や家族による送迎が困難な人(日常生活に車イスを利用、寝たきりなど)	無料 (週 1 回まで) 
はいかい高齢者 探索事業	発信機能(GPS)を持つ端末を高齢者に携帯させ、徘徊時の探索を行う	概ね 65 歳以上で認知症による徘徊があると認められる在宅高齢者	加入料 500 円と付属品代 200 円(初回のみ)、基本利用料 1 カ月 50 円、情報料・人件費・機器管理費は自己負担

相談窓口 高齢者よろず相談窓口(地域包括支援センター)

高齢者の暮らしや介護などの相談に応じます。お気軽にお電話・ご来所ください。お電話いただければ訪問して相談をお受けすることも可能です。

センター名	電話番号・FAX	担当地域
南部地域包括支援センター (伊豆の国市高齢者支援課内)	☎ 0558-76-8010 FAX 0558-76-8029	旧大仁町 旧伊豆長岡町の江間地区以外
北部地域包括支援センター (社会福祉協議会内)	☎ 055-949-9213 FAX 055-949-2540	旧韮山町 旧伊豆長岡町の江間地区



☎ 高齢者支援課
☎ 0558-76-8011

市では、高齢者が自立した生活を送り、長年住み慣れた地域社会で引き続き暮らしていくことを支援するため、次の在宅福祉サービスを行っています。利用や申請の方法については、お気軽にご相談ください(サービスの利用は、市内に住民登録のある人に限ります)。

4 月からの保険料 15,040 円

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1444
☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905

保険料の納付は口座振替でまとめて前払いするとお得な割引も

毎月の保険料は翌月末日までに納めることになっています。保険料は、納付書(現金)、口座振替、クレジットカードなどを利用して納付する方法があります。納付方法によっては、下記のような割引料金が設定されています。また、納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

まとめて払うとお得なんだね



- 口座振替を希望する場合は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口にお申し込みください。
- クレジットカード支払いを希望する場合は、年金事務所にお申し込みください。
- 広報いずのくに 2 月号でお知らせした平成 25 年度の口座振替・クレジットカード払いの 1 年前納、6 カ月前納(4～9 月分)の申し込みは 2 月末に終了しています。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。 URL <http://www.nenkin.go.jp/>

平成 25 年度国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

納付方法	金 額		1 カ月分		6 カ月分		1 年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常(割引なし) ①納付書での現金納付 ②翌月末の口座振替	15,040 円	—	90,240 円	—	180,480 円	—		
毎月振替(早割) (当月末振替)	14,990 円	50 円	89,940 円	300 円	179,880 円	600 円		
6 カ月前納 (現金/クレジットカード)	—	—	89,510 円	730 円	179,020 円	1,460 円		
6 カ月前納(口座振替)	—	—	89,210 円	1,030 円	178,420 円	2,060 円		
1 年前納 (現金/クレジットカード)	—	—	—	—	177,280 円	3,200 円		

ご存じですか？学生納付特例制度

学生であっても 20 歳以上は国民年金に加入し、保険料を納めることになります。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

対 象 大学、短大、専門学校、各種学校などに在学している 20 歳以上の学生
所 得 学生本人の平成 24 年中の所得が 118 万円以下であること
免除期間 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
持 ち 物 年金手帳、認め印、学生証のコピー(両面)または、在学証明書

申請先 国保年金課(伊豆長岡庁舎)、各庁舎市民課
申請時期 平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月
※平成 24 年度(免除期間平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)の学生納付特例の申請受け付けは平成 25 年 4 月 30 日(火)までです。未申請の人はお早目に申請をお願いします。
※平成 24 年度に学生納付特例制度により納付猶予されている人で、平成 25 年度も在学予定の人にはハガキ形式の申請書を 3 月末に送付します。25 年度も引き続き同じ学校に在学している場合は、このハガキに必要事項を記入し返送すると、平成 25 年度の学生納付特例の申請ができます。

